

令和 2 年 3 月 3 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 172 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成 16 年政令第 2 号）第 8 条第 2 項および独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成 16 年文部科学省令第 23 号）第 35 条に規定する学内選考委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 返還免除候補者の選考

(2) その他選考に関する重要事項

2 前項第 1 号の調査審議を行うにあたっては、免除を受けようとする学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 研究科長

(4) その他学長が必要と認めた者

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第 5 条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第 6 条 委員会に関する事務は、学生・就職支援課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則

この規程は、令和 2 年 3 月 3 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。